

議 案 参 考 資 料

令和元年 1 2 月 定例会

(目 次)

○大村市役所出張所設置条例の概要（第 8 2 号議案関係）	（ 1 ）
○西大村出張所等の平面図（第 8 2 号議案、第 8 7 号議案及び第 8 8 号議案関係）	（ 2 ）
○「大村市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の概要（第 8 3 号議案及び第 8 4 号議案関係）	（ 3 ）
○職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（新旧対照表）（第 1 条関係）（第 8 4 号議案関係）	（ 5 ）
○職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（新旧対照表）（第 2 条関係）（第 8 4 号議案関係）	（ 6 ）
○大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（新旧対照表）（第 3 条関係）（第 8 4 号議案関係）	（ 7 ）
○大村市職員の退職手当に関する条例（新旧対照表）（第 4 条関係）（第 8 4 号議案関係）	（ 8 ）
○特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（新旧対照表）（第 5 条関係）（第 8 4 号議案関係）	（ 9 ）
○一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第 6 条関係）（第 8 4 号議案関係）	（ 1 0 ）
○大村市職員の育児休業等に関する条例（新旧対照表）（第 7 条関係）（第 8 4 号議案関係）	（ 1 1 ）
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（新旧対照表）（第 8 条関係）（第 8 4 号議案関係）	（ 1 3 ）
○公益的法人等への職員の派遣に関する条例（新旧対照表）（第 9 条関係）（第 8 4 号議案関係）	（ 1 4 ）
○大村市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（新旧対照表）（第 1 0	

条関係) (第 8 4 号議案関係)	(1 5)
○大村市交通安全の保持に関する条例 (新旧対照表) (第 1 1 条関係) (第 8 4 号議案関係)	(1 6)
○大村市モーターボート競走事業に従事する開催時臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例 (新旧対照表) (第 1 2 条関係) (第 8 4 号議案関係)	(1 7)
○「一般職の職員の給与に関する条例」及び「市長及び副市長の給与に関する条例」の改正概要 (第 8 5 号議案関係)	(2 1)
○一般職の職員の給与に関する条例 (新旧対照表) (第 1 条関係) (第 8 5 号議案関係)	(2 2)
○一般職の職員の給与に関する条例 (新旧対照表) (第 2 条関係) (第 8 5 号議案関係)	(2 3)
○市長及び副市長の給与に関する条例 (新旧対照表) (第 3 条関係) (第 8 5 号議案関係)	(2 5)
○市長及び副市長の給与に関する条例 (新旧対照表) (第 4 条関係) (第 8 5 号議案関係)	(2 6)
○大村市事務分掌条例 (新旧対照表) (第 8 6 号議案関係)	(2 7)
○駐車場の平面図 (第 8 7 号議案関係)	(2 8)
○大村市公民館条例 (新旧対照表) (第 8 7 号議案関係)	(2 9)
○大村市立図書館条例 (新旧対照表) (第 8 8 号議案関係)	(3 3)
○植松公園の位置図 (第 8 9 号議案関係)	(3 4)
○大村市都市公園条例 (新旧対照表) (第 8 9 号議案関係)	(3 5)
○テニスコートの平面図 (第 9 0 号議案関係)	(3 6)
○大村市体育施設条例 (新旧対照表) (第 9 0 号議案関係)	(3 7)
○動産の買入れ金額の変更について (第 9 1 号議案関係)	(3 9)
○市道上の事故について (第 9 2 号議案、第 9 3 号議案及び報告第 1 7 号関係)	(4 0)
○市有地の除草作業による自動車破損事故について (報告第 1 5 号関係)	(4 2)
○市道上の自動車破損事故について (報告第 1 6 号関係)	(4 4)

大村市役所出張所設置条例の概要（第 8 2 号議案関係）

1 条例制定の理由等

本市の出張所については、市制（明治 4 4 年法律第 6 8 号）に基づき、昭和 1 7 年 2 月 1 1 日、市制施行と同時に設置した。

市制施行後、昭和 2 2 年の地方自治法の制定・施行に伴って市制は廃止されたが、廃止に伴う経過措置により、廃止前の市制に基づいて行った本市の出張所の設置等の決定については、地方自治法に基づいて行ったものとみなされた。

その後、昭和 2 5 年の地方自治法の改正により、出張所の設置等については、条例で定めることとされた。

西大村出張所の移転に合わせて、各出張所の設置等について、取扱いを整理し、条例で定めることとするものである。

2 施行日

公布の日（西大村出張所の移転後の位置については、規則で定める日の翌日）

3 参考

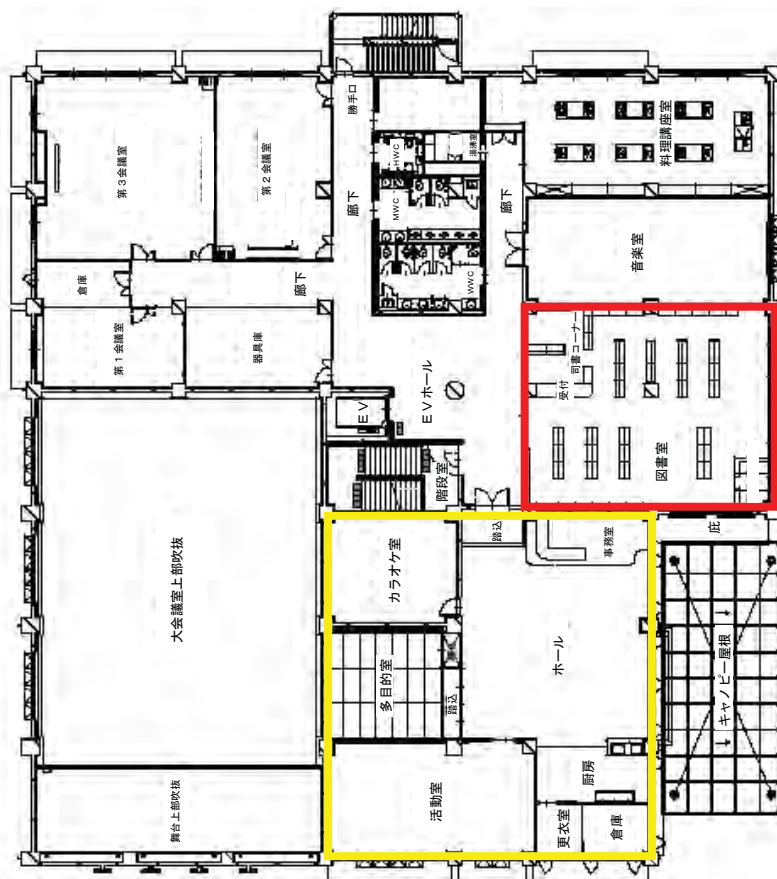
大村市役所出張所設置の件

昭和 1 7 年 2 月 1 1 日
決定

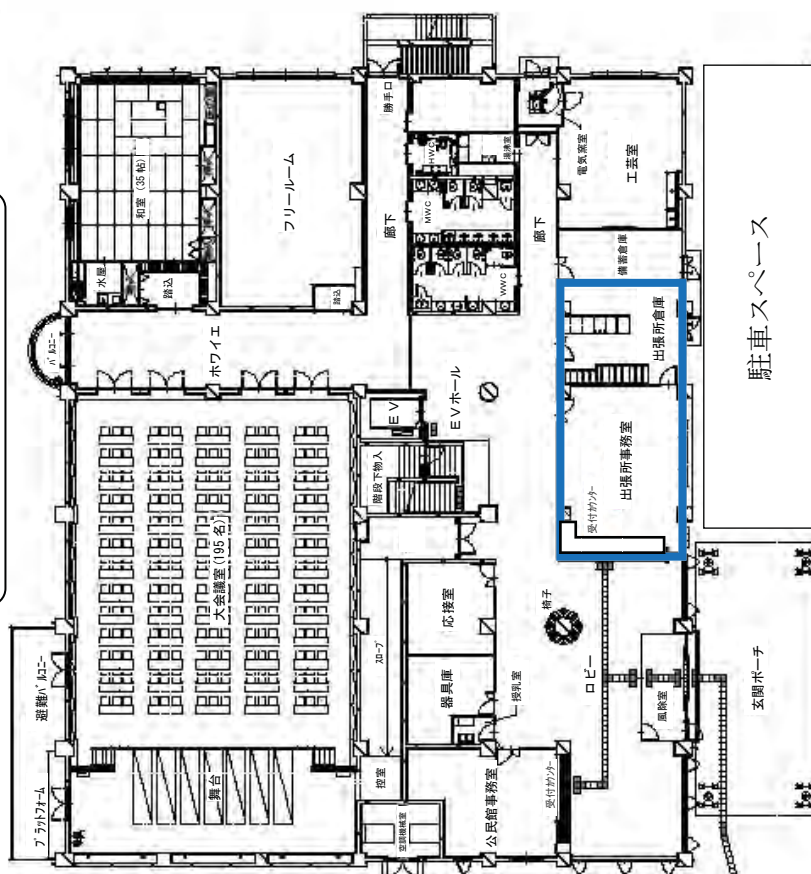
本市役所出張所ヲ下記ノトオリ設置シ昭和 1 7 年 2 月 1 1 日ヨリ事務ヲ開始ス
記

名称	位置	管轄区域	沿革
三浦出張所	大村市日泊町 7 9 1 番地	旧三浦村ノ区域	昭和 5 3 年 4 月 1 日新築移転、昭和 6 0 年 9 月 9 日町名変更
鈴田出張所	大村市大里町 3 3 番地 2	旧鈴田村ノ区域	昭和 6 0 年 6 月 2 4 日町名変更
萱瀬出張所	大村市田下町 1 5 7 7 番地	旧萱瀬村ノ区域	昭和 4 9 年 7 月 1 日位置変更、昭和 6 1 年 9 月 8 日町名変更
竹松出張所	大村市大川田町 4 1 7 番地 1	旧竹松村ノ区域	昭和 5 1 年 4 月 1 2 日新築移転
福重出張所	大村市皆同町 5 1 2 番地 2	旧福重村ノ区域	昭和 6 1 年 6 月 2 3 日町名変更
松原出張所	大村市松原本町 2 9 6 番地 4	旧松原村及ビ武留路郷ノ区域	昭和 3 8 年 7 月 1 日区域変更、昭和 5 5 年 4 月 1 日新築移転、昭和 6 1 年 9 月 8 日町名変更
西大村出張所	大村市松並一丁目 2 4 6 番地 5	旧大村町ノ西大村ノ区域	昭和 2 3 年 1 月 9 日設置、昭和 4 7 年 5 月 2 2 日位置変更、昭和 5 1 年 6 月 1 日町名変更

平面図(2階)



平面図(1階)



中地区ふれあい館（令和元年6月議会議決）	
西大村出張所（第82号議案関係）	
大村市中地区公民館図書室（第88号議案関係）	
中地区公民館（第87号議案関係） （ロビー等の共有スペースを含む。） （備蓄倉庫を除く。）	

「大村市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の概要（第８３号議案及び第８４号議案関係）

1 条例制定の理由

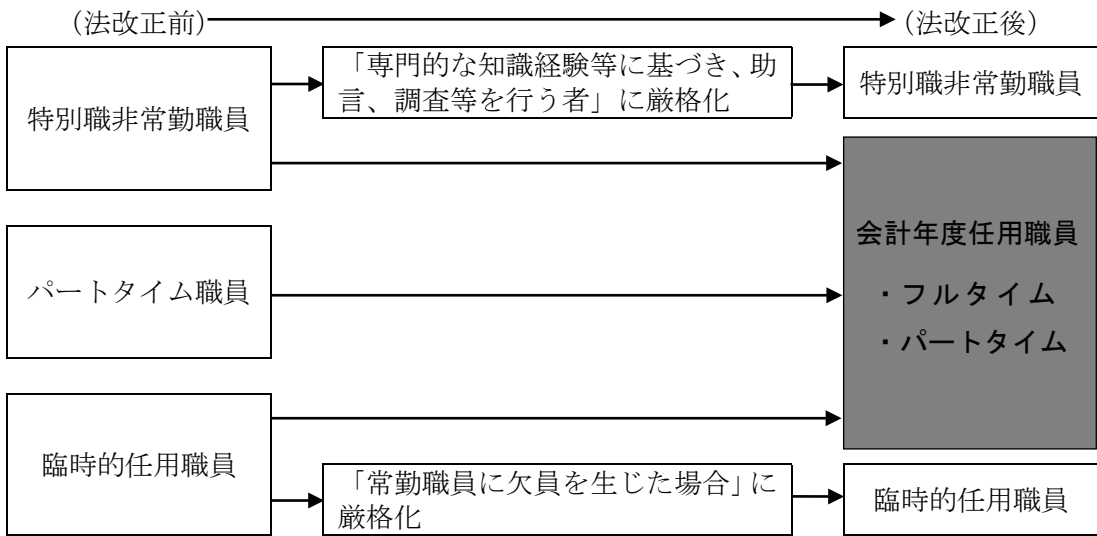
地方自治体の臨時・非常勤職員は、厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、増加しているが、任用等に関する制度が不明確であることから、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成２９年法律第２９号。以下「改正法」という。）が令和２年４月１日に施行され、特別職の任用及び臨時的任用が厳格化されるとともに、一般職非常勤職員である会計年度任用職員制度が創設される。

これに伴い、本市においても現在任用している特別職非常勤職員である嘱託員やパートタイム職員の大部分が会計年度任用職員に移行することとなる。

このため、大村市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するとともに、関係条例を整備するものである。

2 会計年度任用職員制度

(1) 法改正に伴う臨時・非常勤職員のイメージ



(2) 本市における会計年度任用職員制度の概要

①任用	会計年度ごとに任用する。
②勤務時間等	基本的に短時間勤務（パートタイム）で運用する。 ※週３５時間以下
③服务等	地方公務員法上の守秘義務や服務規律等が適用される。
④報酬・費用弁償	・職種や業務の困難度等により、職員との均衡を考慮して決定する。 ・通勤手当相当の費用弁償を支給する。
⑤期末手当	職員に準じる（年間２．６月）。 ※週の勤務時間１５．５時間以上、任用期間６月以上
⑥休暇制度等	国の非常勤職員と同様の内容で、規則において整備する。

3 関係条例の整備に関する条例の概要

改正法の施行に伴い、以下の条例について、所要の改正を行う。

- (1) 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- (2) 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- (3) 大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- (4) 大村市職員の退職手当に関する条例
- (5) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- (6) 一般職の職員の給与に関する条例
- (7) 大村市職員の育児休業等に関する条例
- (8) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
- (9) 公益的法人等への職員の派遣に関する条例
- (10) 大村市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (11) 大村市交通安全の保持に関する条例
- (12) 大村市モーターボート競走事業に従事する開催時臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例

4 条例の施行日

令和2年4月1日

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（新旧対照表）（第 1 条関係）

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 8 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果並びに失職の例外に関する必要な事項を定めるものとする。 (休職の効果) 第 3 条 略 2・3 略 4 法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは、「法第 2 2 条の 2 第 2 項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。	(目的) 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 8 条第 3 項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果に関することを目的とする。 (休職の効果) 第 3 条 略 2・3 略

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。 (減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、基本報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。 (停職の効果) 第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。 2・3 略	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第2項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し規定することを目的とする。 (減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6ヶ月以下の期間給料の月額の10分の1以下を減ずるものとする。 (停職の効果) 第4条 停職の期間は、1日以上6ヶ月以下とする。 2・3 略

大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（新旧対照表）（第3条関係）

改正後	改正前
（会計年度任用職員）の勤務時間等） 第15条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間その他の勤務条件については、規則で定める。	（日給職員）の勤務時間等） 第15条 日額で給料を定められた職員の勤務時間その他の勤務条件については、規則で定める。

大村市職員の退職手当に関する条例（新旧対照表）（第4条関係）

改正後	改正前
(退職手当の支給) 第2条 略 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤務した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。	(退職手当の支給) 第2条 略 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤務した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。
3 略	3 略

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（新旧対照表）（第5条関係）

改正後	改正前																																												
別表（第1条関係）	別表（第1条関係）																																												
<table><tr><th>職名</th><th>支給区分</th><th>報酬の額</th><th>摘要</th></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr><tr><td>固定資産評価審査委員会委員</td><td>日額</td><td>6,700円</td><td></td></tr><tr><td>スポーツ推進委員</td><td>年額</td><td>36,000円</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr></table>	職名	支給区分	報酬の額	摘要	略				固定資産評価審査委員会委員	日額	6,700円		スポーツ推進委員	年額	36,000円		略				<table><tr><th>職名</th><th>支給区分</th><th>報酬の額</th><th>摘要</th></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr><tr><td>固定資産評価審査委員会委員</td><td>日額</td><td>6,700円</td><td></td></tr><tr><td>交通指導員</td><td>年額</td><td>56,000円</td><td></td></tr><tr><td>スポーツ推進委員</td><td>同</td><td>36,000円</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr></table>	職名	支給区分	報酬の額	摘要	略				固定資産評価審査委員会委員	日額	6,700円		交通指導員	年額	56,000円		スポーツ推進委員	同	36,000円		略			
職名	支給区分	報酬の額	摘要																																										
略																																													
固定資産評価審査委員会委員	日額	6,700円																																											
スポーツ推進委員	年額	36,000円																																											
略																																													
職名	支給区分	報酬の額	摘要																																										
略																																													
固定資産評価審査委員会委員	日額	6,700円																																											
交通指導員	年額	56,000円																																											
スポーツ推進委員	同	36,000円																																											
略																																													

一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第6条関係）

改正後	改正前
(会計年度任用職員の給与) 第23条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、別に条例で定める。	(臨時職員等の給与) 第23条 臨時又は非常勤の職に採用された職員の給与に関しては、別に条例で定める。

大村市職員の育児休業等に関する条例（新旧対照表）（第7条関係）

改正後	改正前
（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（市長が定めるこれに相当する期間を含む。）があるものには、当該基準日に係る期末手当を支給する。 2 一般職の職員の給与に関する条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間があるものには、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第7条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（市長が定めるこれに相当する期間を含む。）があるものには、当該基準日に係る期末手当を支給する。 2 一般職の職員の給与に関する条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間があるものには、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第8条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日以後の最初の規則で定める調整日及び昇給日又はそのいずれかの日、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 （部分休業をすることができない職員） 第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日以後の最初の規則で定める調整日及び昇給日又はそのいずれかの日、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 （部分休業をすることができない職員） 第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

改正後	改正前
(1) 略 (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） ア・イ 略	(1) 略 (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） ア・イ 略

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 (新旧対照表) (第8条関係)

改正後	改正前
(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条に規定する条件付採用になっている職員 (市長が定める職員を除く。) (4) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員	(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員 (市長が定める職員を除く。) (4) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

公益的法人等への職員の派遣に関する条例（新旧対照表）（第9条関係）

改正後	改正前
(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。） (4) 略 3 略	(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。） (4) 略 3 略

大村市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（新旧対照表）（第 10 条関係）

改正後	改正前
(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(10) 略	(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(10) 略

大村市交通安全の保持に関する条例（新旧対照表）（第 1 1 条関係）

改正後	改正前
(指導員の任期) 第 1 0 条 指導員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。 2 略 (指導員の任務) 第 1 1 条 指導員は、次の任務に当たる。 (1)～(3) 略	(指導員の任期) 第 1 0 条 指導員は、非常勤とし、任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。 2 略 (指導員の任務) 第 1 1 条 指導員は、市長の命を受け、次の任務に当たる。 (1)～(3) 略

大村市モーターボート競走事業に従事する開催時臨時従事員の給与の種類の種類及び基準に関する条例（新旧対照表）（第12条関係）

改正後	改正前
大村市モーターボート競走事業に従事する従事員の給与の種類の種類及び基準に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、モーターボート競走事業に従事する従事員の給与の種類の種類及び基準を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 従事員 モーターボート競走を開催する場合その他モーターボート競走事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める場合において、期間を定めて雇用された者（雇用候補者等名簿に氏名、住所その他雇用に必要な事項（以下「記載事項」という。）を記載されている者に限る。）をいう。 (2) 雇用候補者等名簿 現に従事員として雇用されていない者で従事員として雇用されることが予定されているもの（以下「雇用候補者」という。）及び現に従事員として雇用されている者の記載事項を記載した名簿をいう。 (給与の種類) 第3条 従事員の給与の種類は、賃金及び手当とする。 2・3 略	大村市モーターボート競走事業に従事する開催時臨時従事員の給与の種類の種類及び基準に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、モーターボート競走事業に従事する開催時臨時従事員の給与の種類の種類及び基準を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 開催時臨時従事員 モーターボート競走を開催する場合その他モーターボート競走事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める場合において、期間を定めて雇用された者（雇用候補者等名簿に氏名、住所その他雇用に必要な事項（以下「記載事項」という。）を記載されている者に限る。）をいう。 (2) 雇用候補者等名簿 現に開催時臨時従事員として雇用されていない者で開催時臨時従事員として雇用されることが予定されているもの（以下「雇用候補者」という。）及び現に開催時臨時従事員として雇用されている者の記載事項を記載した名簿をいう。 (給与の種類) 第3条 開催時臨時従事員の給与の種類は、賃金及び手当とする。 2・3 略

改正後	改正前
(賃金表) 第4条 賃金については、従事員の職務の種類に応じ、必要な種類の賃金表を設けるものとする。 (通勤手当) 第5条 通勤手当は、従事員の勤務した日について、通勤のために使用する交通機関及び用具並びに通勤距離に応じて支給する。 (時間外勤務手当) 第6条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた従事員に対して、その勤務した全時間について支給する。 (年末年始手当) 第7条 年末年始手当は、12月29日から翌年の1月3日までの間（モーターボート競走を開催する日に限る。）に勤務を命ぜられた従事員に対して、その勤務した日について支給する。 (薄暮レース手当) 第8条 薄暮レース手当は、モーターボート競走を日没の時刻を勘案して開催する日として管理者が定める日に勤務を命ぜられた従事員（管理者が定める時間に勤務を命ぜられた者に限る。）に対して、その勤務した日について支給する。	(賃金表) 第4条 賃金については、開催時臨時従事員の職務の種類に応じ、必要な種類の賃金表を設けるものとする。 (通勤手当) 第5条 通勤手当は、開催時臨時従事員の勤務した日について、通勤のために使用する交通機関及び用具並びに通勤距離に応じて支給する。 (時間外勤務手当) 第6条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた開催時臨時従事員に対して、その勤務した全時間について支給する。 (年末年始手当) 第7条 年末年始手当は、12月29日から翌年の1月3日までの間（モーターボート競走を開催する日に限る。）に勤務を命ぜられた開催時臨時従事員に対して、その勤務した日について支給する。 (薄暮レース手当) 第8条 薄暮レース手当は、モーターボート競走を日没の時刻を勘案して開催する日として管理者が定める日に勤務を命ぜられた開催時臨時従事員（管理者が定める時間に勤務を命ぜられた者に限る。）に対して、その勤務した日について支給する。

改正後	改正前
(ナイトレース手当) 第8条の2 ナイトレース手当は、モーターボート競走を午後8時以後の時間まで開催する日として管理者が定める日（以下この条において「開催日」という。）又は前日検査（開催日の初日の前日に行うボート及びモーターの検査をいう。以下この条において同じ。）の日に勤務を命ぜられた従事員（前日検査の日において、前日検査に係る業務に従事した者に限る。）であって、開催日又は前日検査の日の午後8時まで休憩時間を除き連続して正規の勤務時間の2分の1以上勤務したものに對して、その勤務した日について支給する。 (期末手当) 第9条 期末手当は、6月及び12月に従事員の勤務日数に応じ支給する。 (退職手当) 第10条 退職手当は、従事員又は雇用候補者のうち在籍期間（従事員として最初に雇用された日から退職（記載事項を抹消されることをいう。以下同じ。）をした日までの期間をいう。以下同じ。）が1年を超えるものが退職をした場合に支給する。 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 (1)～(3) 略 (4) 雇用候補者であった期間（雇用候補者等名簿に最初に記載事項を記載された日から従事員として最初に雇用された日の前	(ナイトレース手当) 第8条の2 ナイトレース手当は、モーターボート競走を午後8時以後の時間まで開催する日として管理者が定める日（以下この条において「開催日」という。）又は前日検査（開催日の初日の前日に行うボート及びモーターの検査をいう。以下この条において同じ。）の日に勤務を命ぜられた開催時臨時従事員（前日検査の日において、前日検査に係る業務に従事した者に限る。）であって、開催日又は前日検査の日の午後8時まで休憩時間を除き連続して正規の勤務時間の2分の1以上勤務したものに對して、その勤務した日について支給する。 (期末手当) 第9条 期末手当は、6月及び12月に開催時臨時従事員の勤務日数に応じ支給する。 (退職手当) 第10条 退職手当は、開催時臨時従事員又は雇用候補者のうち在籍期間（開催時臨時従事員として最初に雇用された日から退職（雇用候補者等名簿から記載事項を抹消されることをいう。以下同じ。）をした日までの期間をいう。以下同じ。）が1年を超えるものが退職をした場合に支給する。 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 (1)～(3) 略 (4) 雇用候補者であった期間（雇用候補者等名簿に最初に記載事項を記載された日から開催時臨時従事員として最初に雇用さ

改正後	改正前
日までの期間を除く。以下同じ。)において、従事員であったとしたならば前3号のいずれかに該当する者 3 退職をした者で、在籍期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められるもの又は同期間のうち雇用候補者であった期間において、従事員であったとしたならば同処分を受けることとなるべき行為をしたと認められるものに係る退職手当については、管理者が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、後にあっては返納させ、又は納付させることができる。 (賃金の減額) 第11条 従事員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない期間につき、賃金を減額して支給する。 附 則 1 略 (経過措置) 2 施行日前に従事員として雇用された者については、第10条第1項中「最初に雇用された日」とあるのは、「最初の日から起算して従事員として雇用された日数が28日に達した日」と読み替えて、同項の規定を適用する。 3 管理者が定めた規程その他これに類するものの規定に基づいて、施行日の前日までの勤務について支給された従事員の給与その他の給与の性格を有する一切の給付は、この条例の規定により支給した給与とみなす。	れた日の前日までの期間を除く。以下同じ。)において、開催時臨時従事員であったとしたならば前3号のいずれかに該当することとなる行為をした者 3 退職をした者で、在籍期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められるもの又は同期間のうち雇用候補者であった期間において、開催時臨時従事員であったとしたならば同処分を受けることとなるべき行為をしたと認められるものに係る退職手当については、管理者が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納させ、又は納付させることができる。 (賃金の減額) 第11条 開催時臨時従事員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない期間につき、賃金を減額して支給する。 附 則 1 略 (経過措置) 2 施行日前に開催時臨時従事員として雇用された者については、第10条第1項中「最初に雇用された日」とあるのは、「最初に雇用された日から起算して開催時臨時従事員として雇用された日数が28日に達した日」と読み替えて、同項の規定を適用する。 3 管理者が定めた規程その他これに類するものの規定に基づいて、施行日の前日までの勤務について支給された開催時臨時従事員の給与その他の給与の性格を有する一切の給付は、この条例の規定により支給した給与とみなす。

**「一般職の職員の給与に関する条例」及び「市長及び副市長の給与に関する条例」
の改正概要（第 8 5 号議案関係）**

1 給与改定内容

国家公務員等の例により、次のとおり給与改定を行う。

(1) 月例給

若年層が在職する給料表の号給について、所要の改定（平均0.2%の増）を行う。

(2) 期末勤勉手当

支給月数を次のとおり改定する。

			6月期	12月期	合計
一般職	R1	期末	1.30月（支給済み）	1.30月（改定なし）	4.50月（現行4.45月）
		勤勉	0.925月（支給済み）	0.975月（現行0.925月）	
	R2以降	期末	1.30月	1.30月	4.50月
		勤勉	0.95月	0.95月	
特別職	R1	期末	1.675月（支給済み）	1.725月（現行1.675月）	3.40月（現行3.35月）
	R2以降	期末	1.7月	1.7月	3.40月

※再任用職員の支給月数（現行2.35月）は、改定なし。

(3) 住居手当

月額16,000円（現行12,000円）を超える家賃を支払っている職員に対して支給する。

また、職員が自ら居住するための借家・貸間に係る住居手当の支給月額は、家賃の月額と16,000円（現行12,000円）との差額が11,000円以下の職員についてはその差額、その差額が11,000円を超える職員についてはその超える額の2分の1の額を17,000円（現行16,000円）を限度として11,000円に加算した額とする。

2 実施時期

- (1) 月例給 平成31年4月1日
- (2) 期末勤勉手当 令和元年12月期
- (3) 住居手当 令和2年4月1日

一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第 1 条関係）

改正後	改正前
(勤勉手当) 第 21 条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6 月に支給する場合には 100 分の 92.5、12 月に支給する場合には 100 分の 97.5 を乗じて得た額の総額 (2) 略 3 ～ 5 略	(勤勉手当) 第 21 条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 92.5 を乗じて得た額の総額 (2) 略 3 ～ 5 略

一般職の職員の給与に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
(住居手当) 第10条の4 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次項において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する月額の住居手当を支給する。 (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額 2 第10条の6第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものには、前項の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の住居手当を支給する。 3 略 (勤勉手当) 第21条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手	(住居手当) 第10条の4 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次項において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する月額の住居手当を支給する。 (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額（その控除した額が2,500円未満のときは、2,500円） (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額 2 第10条の6第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものには、前項の規定に準じて住居手当を支給する。 3 略 (勤勉手当) 第21条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手

改正後	改正前
当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の9を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略	当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合に100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額の総額 (2) 略 3～5 略

市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第3条関係）

改正後	改正前
第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とし、同条例第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。	第4条の2 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とし、同条例第4項の期末手当基礎額については、給料月額に100分の115を乗じて得た額とする。

市長及び副市長の給与に関する条例（新旧対照表）（第４条関係）

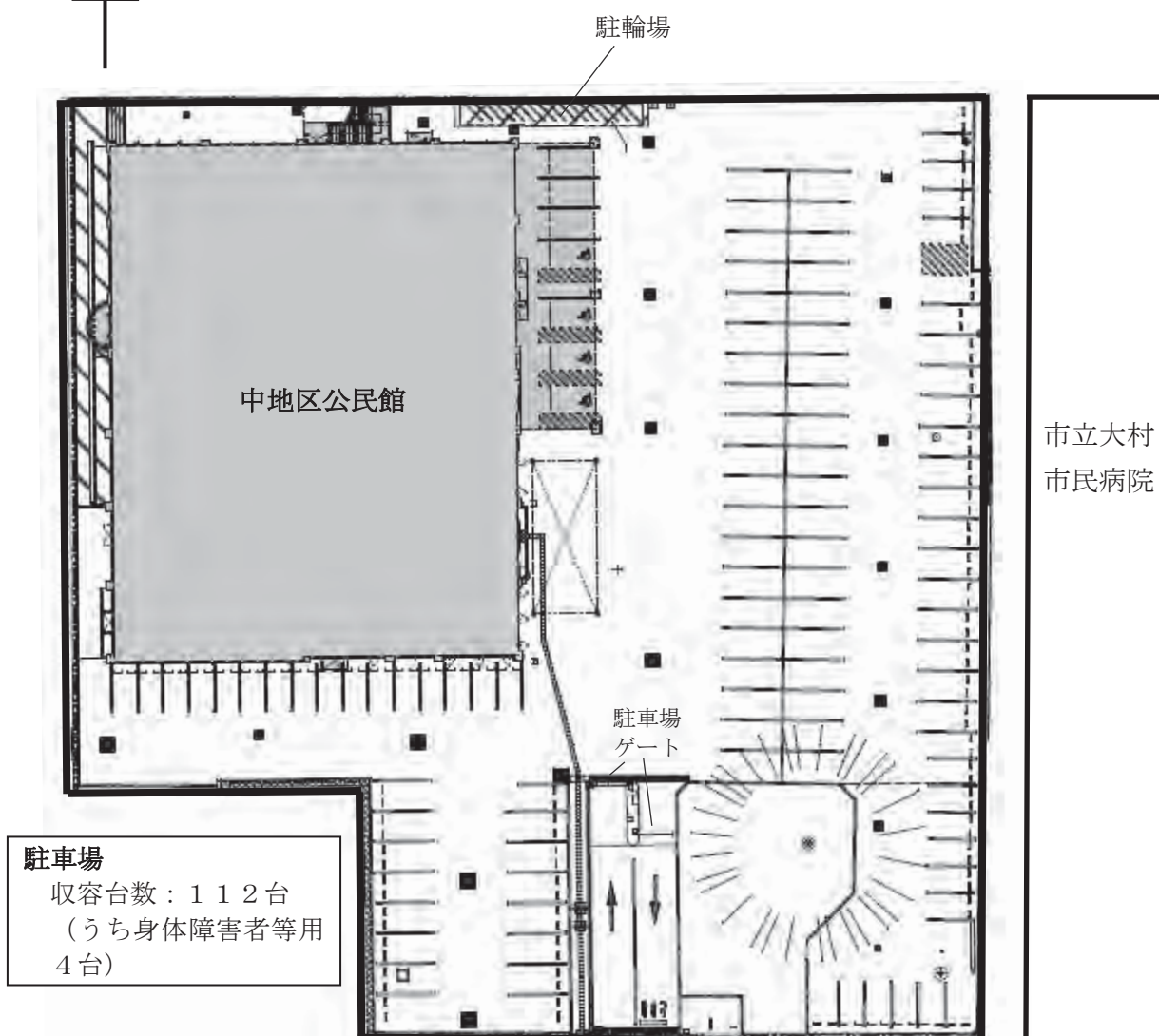
改正後	改正前
第４条の２ 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年大村市条例第２８号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第２０条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１７０」とし、同条例第４項の期末手当基礎額については、給料月額に１００分の１１５を乗じて得た額とする。	第４条の２ 市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年大村市条例第２８号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第２０条第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１３０」とあるのは「、６月に支給する場合には１００分の１６７．５、１２月に支給する場合には１００分の１７２．５」とし、同条例第４項の期末手当基礎額については、給料月額に１００分の１１５を乗じて得た額とする。

大村市事務分掌条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(分掌事務) 第2条 前条の部及び課において分掌する事務は、次のとおりとする。 秘書課 略 企画政策部 略 総務部 略 財政部 (1)・(2) 略 (3) 財産管理及び地籍調査に関すること。 (4) 略 市民環境部 略 福祉保健部 略 こども未来部 略 産業振興部 略 都市整備部 (1)～(3) 略 (4) 用地の取得に関すること。	(分掌事務) 第2条 前条の部及び課において分掌する事務は、次のとおりとする。 秘書課 略 企画政策部 略 総務部 略 財政部 (1)・(2) 略 (3) 財産管理、用地の取得及び地籍調査に関すること。 (4) 略 市民環境部 略 福祉保健部 略 こども未来部 略 産業振興部 略 都市整備部 (1)～(3) 略

4

駐車場平面図



市道乾馬場空港線

大村市公民館条例（新旧対照表）

改正後	改正前																
(名称及び位置) 第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>大村市中地区公民館</td><td>大村市古賀島町1 3 3 番地 3 1</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	名称	位置	略		大村市中地区公民館	大村市古賀島町1 3 3 番地 3 1	略		(名称及び位置) 第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>大村市中地区公民館</td><td>大村市松並一丁目 2 4 6 番地 5</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	名称	位置	略		大村市中地区公民館	大村市松並一丁目 2 4 6 番地 5	略	
名称	位置																
略																	
大村市中地区公民館	大村市古賀島町1 3 3 番地 3 1																
略																	
名称	位置																
略																	
大村市中地区公民館	大村市松並一丁目 2 4 6 番地 5																
略																	
(使用料) 第7条 略 2 前項の使用料は、使用許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があるときは、この限りでない。 3 中地区公民館の駐車場（以下「駐車場」という。）の使用料は、別表第3のとおりとする。 4 前項の規定にかかわらず、中地区公民館を利用する者が中地区公民館での用務に要した時間に係る駐車場の使用料は、無料とする。 5 第3項の使用料は、駐車場を使用する者が自動車を駐車場から出場させる際に徴収する。 (使用料の減免) 第8条 市長は、特別の理由があると認める場合は、公民館及び駐車場の使用料を減免することができる。 (使用料の返還) 第9条 既納の公民館及び駐車場の使用料は、返還しない。ただし、市長が、特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還すること	(使用料) 第7条 略 2 使用料は、使用許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があるときは、この限りでない。 (使用料の減免) 第8条 市長は、特別の理由があると認める場合は、使用料を減免することができる。 (使用料の返還) 第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が、特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還すること																

改正後		改正前																																																																																																																	
部を返還することができる。		きる。																																																																																																																	
別表第1（第7条関係） 社会教育目的に使用する場合		別表第1（第7条関係） 社会教育目的に使用する場合																																																																																																																	
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">使用時間</th><th colspan="6">使用料</th></tr><tr><th>9時から 12時まで</th><th>13時から 17時まで</th><th>18時から 22時まで</th><th>9時から 17時まで</th><th>9時から 22時まで</th><th>9時から 22時まで</th></tr></table>		区分	使用時間	使用料						9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	9時から 22時まで	9時から 22時まで	<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">使用時間</th><th colspan="6">使用料</th></tr><tr><th>9時から 12時まで</th><th>13時から 17時まで</th><th>18時から 22時まで</th><th>9時から 17時まで</th><th>9時から 22時まで</th><th>9時から 22時まで</th></tr></table>		区分	使用時間	使用料						9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	9時から 22時まで	9時から 22時まで																																																																																				
区分	使用時間			使用料																																																																																																															
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	9時から 22時まで	9時から 22時まで																																																																																																												
区分	使用時間	使用料																																																																																																																	
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	9時から 22時まで	9時から 22時まで																																																																																																												
略		略																																																																																																																	
<table><tr><td>中</td><td>講堂</td><td>900</td><td>1,200</td><td>1,200</td><td>2,100</td><td>2,400</td><td>3,300</td></tr><tr><td>地</td><td>講座室</td><td>350</td><td>450</td><td>450</td><td>800</td><td>900</td><td>1,250</td></tr><tr><td>区</td><td>和室</td><td>200</td><td>250</td><td>250</td><td>450</td><td>500</td><td>700</td></tr><tr><td>公</td><td>料理講座</td><td>300</td><td>400</td><td>400</td><td>700</td><td>800</td><td>1,100</td></tr><tr><td>民</td><td>室</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>館</td><td>児童室</td><td>200</td><td>250</td><td>250</td><td>450</td><td>500</td><td>700</td></tr><tr><td></td><td>工芸室</td><td>350</td><td>450</td><td>450</td><td>800</td><td>900</td><td>1,250</td></tr></table>		中	講堂	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300	地	講座室	350	450	450	800	900	1,250	区	和室	200	250	250	450	500	700	公	料理講座	300	400	400	700	800	1,100	民	室							館	児童室	200	250	250	450	500	700		工芸室	350	450	450	800	900	1,250	<table><tr><td>中</td><td>講堂</td><td>900</td><td>1,200</td><td>1,200</td><td>2,100</td><td>2,400</td><td>3,300</td></tr><tr><td>地</td><td>講座室</td><td>350</td><td>450</td><td>450</td><td>800</td><td>900</td><td>1,250</td></tr><tr><td>区</td><td>和室</td><td>200</td><td>250</td><td>250</td><td>450</td><td>500</td><td>700</td></tr><tr><td>公</td><td>料理講座</td><td>300</td><td>400</td><td>400</td><td>700</td><td>800</td><td>1,100</td></tr><tr><td>民</td><td>室</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>館</td><td>児童室</td><td>200</td><td>250</td><td>250</td><td>450</td><td>500</td><td>700</td></tr><tr><td></td><td>工芸室</td><td>350</td><td>450</td><td>450</td><td>800</td><td>900</td><td>1,250</td></tr></table>		中	講堂	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300	地	講座室	350	450	450	800	900	1,250	区	和室	200	250	250	450	500	700	公	料理講座	300	400	400	700	800	1,100	民	室							館	児童室	200	250	250	450	500	700		工芸室	350	450	450	800	900	1,250
中	講堂	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300																																																																																																												
地	講座室	350	450	450	800	900	1,250																																																																																																												
区	和室	200	250	250	450	500	700																																																																																																												
公	料理講座	300	400	400	700	800	1,100																																																																																																												
民	室																																																																																																																		
館	児童室	200	250	250	450	500	700																																																																																																												
	工芸室	350	450	450	800	900	1,250																																																																																																												
中	講堂	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300																																																																																																												
地	講座室	350	450	450	800	900	1,250																																																																																																												
区	和室	200	250	250	450	500	700																																																																																																												
公	料理講座	300	400	400	700	800	1,100																																																																																																												
民	室																																																																																																																		
館	児童室	200	250	250	450	500	700																																																																																																												
	工芸室	350	450	450	800	900	1,250																																																																																																												
略		略																																																																																																																	
備考 略		備考 略																																																																																																																	
別表第2（第7条関係）		別表第2（第7条関係）																																																																																																																	

改正後		改正前					
社会教育目的以外に使用する場合		社会教育目的以外に使用する場合					
区分	使用時間	使用料					
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで	
略							
中地区公民館	大会議室	3,400	4,600	4,600	8,000	9,200	12,600
	フリースペース	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
	和室	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
	工芸室	600	800	800	1,400	1,600	2,200
	第1会議室	400	500	500	900	1,000	1,400
	第2会議室	600	800	800	1,400	1,600	2,200
	第3会議室	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
	音楽室	700	1,000	1,000	1,700	2,000	2,700
	料理講座室	800	1,100	1,100	1,900	2,200	3,000
略							
備考 略							

略						
備考 略						

別表第3（第7条関係）		使用料	
駐車時間の区分		無料	
駐車場に入場してから1時間まで			

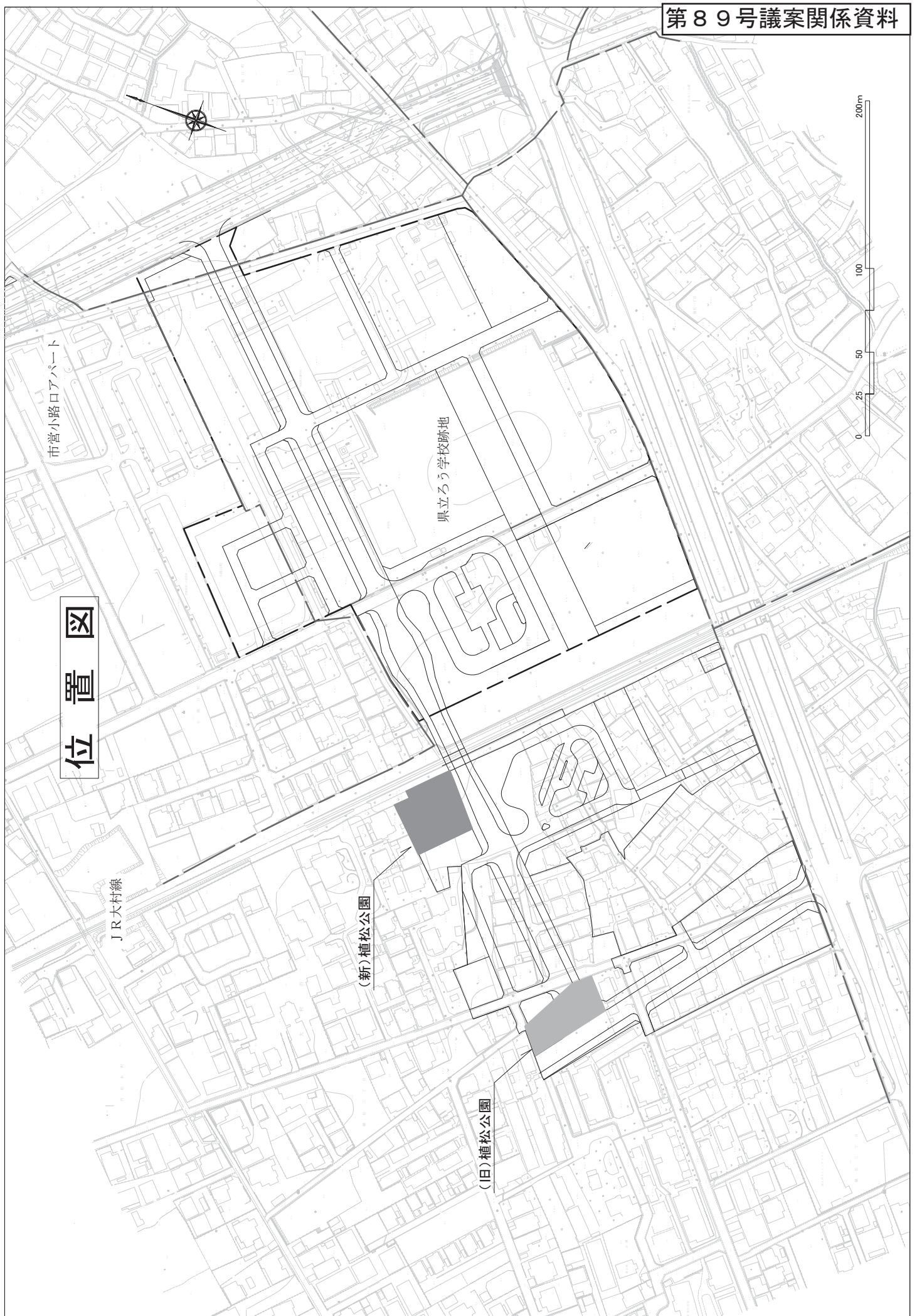
別表第3（第7条関係）

駐車時間の区分		使用料
駐車場に入場してから1時間まで	無料	

改正後	改正前
1 時間を超え 24 時間まで 1 時間を超える場合は、その超える 1 時間までごとに 100 円を加算する。ただし、24 時間までごとに 1,000 円を上限とする。	

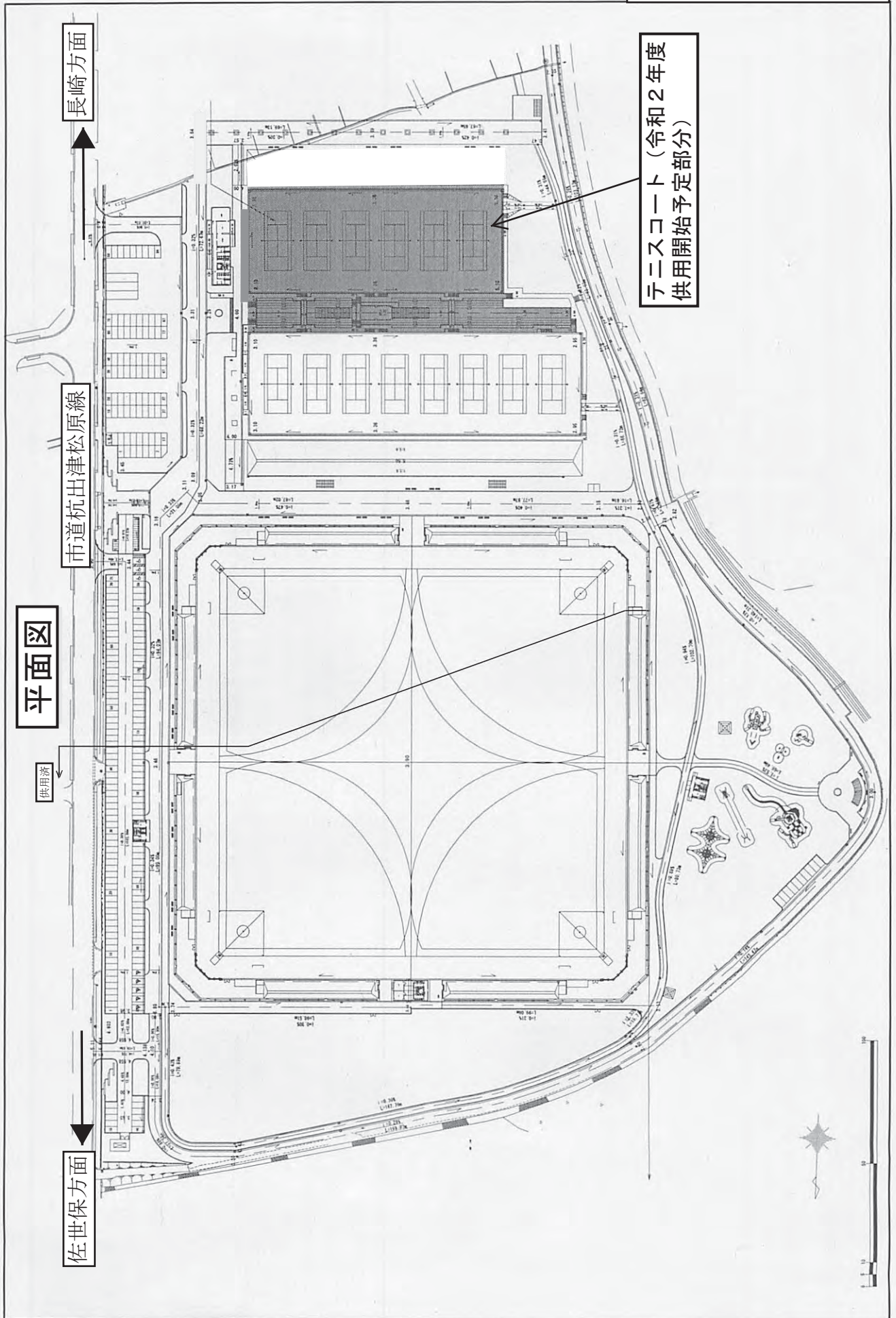
大村市立図書館条例（新旧対照表）

改正後	改正前										
(名称及び位置) 第2条 略 2 略 3 分室の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>大村市中地区公民館図書室</td><td>大村市古賀島町133番地31</td></tr><tr><td>大村市郡地区公民館図書室</td><td>大村市富の原二丁目382番地1</td></tr></table>	名称	位置	大村市中地区公民館図書室	大村市古賀島町133番地31	大村市郡地区公民館図書室	大村市富の原二丁目382番地1	(名称及び位置) 第2条 略 2 略 3 分室の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>大村市郡地区公民館図書室</td><td>大村市富の原二丁目382番地1</td></tr></table>	名称	位置	大村市郡地区公民館図書室	大村市富の原二丁目382番地1
名称	位置										
大村市中地区公民館図書室	大村市古賀島町133番地31										
大村市郡地区公民館図書室	大村市富の原二丁目382番地1										
名称	位置										
大村市郡地区公民館図書室	大村市富の原二丁目382番地1										



大村市都市公園条例（新旧対照表）

改正後	改正前																
別表第 1（第 2 条関係） <table><tr><td>名称</td><td>所在地</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>植松公園</td><td>大村市植松 3 丁目 1 5 4 番地</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	名称	所在地	略		植松公園	大村市植松 3 丁目 1 5 4 番地	略		別表第 1（第 2 条関係） <table><tr><td>名称</td><td>所在地</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>植松公園</td><td>大村市植松 3 丁目 8 4 2 番地</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	名称	所在地	略		植松公園	大村市植松 3 丁目 8 4 2 番地	略	
名称	所在地																
略																	
植松公園	大村市植松 3 丁目 1 5 4 番地																
略																	
名称	所在地																
略																	
植松公園	大村市植松 3 丁目 8 4 2 番地																
略																	



大村市体育施設条例（新旧対照表）

改正後	改正前																		
附 則 1 ～ 5 略 (大村市総合運動公園の管理の特例) 6 当分の間、第3条の規定にかかわらず、大村市総合運動公園の管理は、市長が行う。この場合において、第7条第1項中「指定管理者（大村市松山テニスコートにあっては、市長。次項、次条、第13条及び第14条第1項において同じ。）」とあるのは「市長」と、第7条第2項、第8条、第13条及び第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」として、これらの規定を適用する。	附 則 1 ～ 5 略 (大村市総合運動公園運動広場及び大村市総合運動公園グラウンドゴルフ場の管理の特例) 6 当分の間、第3条の規定にかかわらず、大村市総合運動公園運動広場及び大村市総合運動公園グラウンドゴルフ場の管理は、市長が行う。この場合において、第7条第1項中「指定管理者（大村市松山テニスコートにあっては、市長。次項、次条、第13条及び第14条第1項において同じ。）」とあるのは「市長」と、第7条第2項、第8条、第13条及び第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」として、これらの規定を適用する。																		
別表第1（第2条関係） <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>大村市総合運動公園</td><td>大村市黒丸町5番地1</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	名称	位置	略	略	大村市総合運動公園	大村市黒丸町5番地1	略	略	別表第1（第2条関係） <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>大村市総合運動公園運動広場</td><td>大村市黒丸町5番地1</td></tr><tr><td>大村市総合運動公園グラウンドゴルフ場</td><td>大村市黒丸町5番地1</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	名称	位置	略	略	大村市総合運動公園運動広場	大村市黒丸町5番地1	大村市総合運動公園グラウンドゴルフ場	大村市黒丸町5番地1	略	略
名称	位置																		
略	略																		
大村市総合運動公園	大村市黒丸町5番地1																		
略	略																		
名称	位置																		
略	略																		
大村市総合運動公園運動広場	大村市黒丸町5番地1																		
大村市総合運動公園グラウンドゴルフ場	大村市黒丸町5番地1																		
略	略																		
別表第2（第9条関係） 1 ～ 6 略 7 大村市総合運動公園の使用料 <table><tr><th>施設名</th><th>施設使用料</th><th>附属設備使用料</th></tr><tr><td>運動広場</td><td>1コート30分につき300円</td><td></td></tr></table>	施設名	施設使用料	附属設備使用料	運動広場	1コート30分につき300円		別表第2（第9条関係） 1 ～ 6 略 7 大村市総合運動公園運動広場及び大村市総合運動公園グラウンドゴルフ場の使用料 <table><tr><th>施設名</th><th>施設使用料</th><th>使用料</th></tr><tr><td>大村市総合運動公園運動広場</td><td>1コート30分につき300円</td><td>1コート30分につき300円</td></tr><tr><td>大村市総合運動公園グラウンドゴルフ場</td><td>1コート30分につき300円</td><td>1コート30分につき500円</td></tr></table>	施設名	施設使用料	使用料	大村市総合運動公園運動広場	1コート30分につき300円	1コート30分につき300円	大村市総合運動公園グラウンドゴルフ場	1コート30分につき300円	1コート30分につき500円			
施設名	施設使用料	附属設備使用料																	
運動広場	1コート30分につき300円																		
施設名	施設使用料	使用料																	
大村市総合運動公園運動広場	1コート30分につき300円	1コート30分につき300円																	
大村市総合運動公園グラウンドゴルフ場	1コート30分につき300円	1コート30分につき500円																	

改正後	改正前						
<table> <tr> <td data-bbox="316 1099 399 1747">グラウンドゴルフ場</td><td data-bbox="316 1747 399 1993">1コート30分につき500円</td></tr> <tr> <td data-bbox="399 1099 478 1747">テニスコート</td><td data-bbox="399 1747 478 1993">1コート30分につき150円</td></tr> </table> 備考 略 <table> <tr> <td data-bbox="399 1099 438 1462">夜間照明</td><td data-bbox="438 1099 478 1462">1コート30分につき200円</td></tr> </table>	グラウンドゴルフ場	1コート30分につき500円	テニスコート	1コート30分につき150円	夜間照明	1コート30分につき200円	ドゴルフ場 備考 略
グラウンドゴルフ場	1コート30分につき500円						
テニスコート	1コート30分につき150円						
夜間照明	1コート30分につき200円						

動産の買入れ金額の変更について（第 9 1 号議案関係）

- 1 買い入れる動産 消防ポンプ自動車
- 2 買入れの方法 指名競争入札
- 3 買 入 れ 金 額 変更前 2 2, 4 5 3, 2 0 0 円
 変更後 2 2, 8 6 9, 0 0 0 円（4 1 5, 8 0 0 円の増額）
- 4 買入れの相手方 大村市平町 1 9 3 3 番地
 株式会社ナカムラ消防化学
 代表取締役 中村 康祐
- 5 納 入 期 限 令和 2 年 1 月 3 1 日
- 6 変 更 理 由 消費税及び地方消費税の税率の引上げ分に相当する額を上乗
 せするため、買入れ金額を増額する。

市道上の事故について（第 9 2 号議案、第 9 3 号議案及び報告第 1 7 号関係）

1 経緯

(1) 第92号議案関係

平成31年1月15日午後3時頃、[REDACTED]氏（以下「相手方①」という。）が運転する[REDACTED]（以下「相手方②」という。）使用の普通貨物車が市道池田1丁目2丁目線を走行していた際に、同市道上に発生した陥没箇所（縦230cm、横200cm、深さ160cm）にハンドルをとられ、[REDACTED]氏（以下「相手方③」という。）所有の軽自動車及びブロック塀に接触し、当該軽自動車の右前輪部及び当該ブロック塀を損傷した。

(2) 第 9 3 号議案関係

上記(1)の事故により、相手方②使用の普通貨物車の前輪部を損傷した。

(3) 報告第17号関係

上記(1)の事故により、相手方①は腰椎捻挫の怪我を負った。

2 事故の原因及び処理

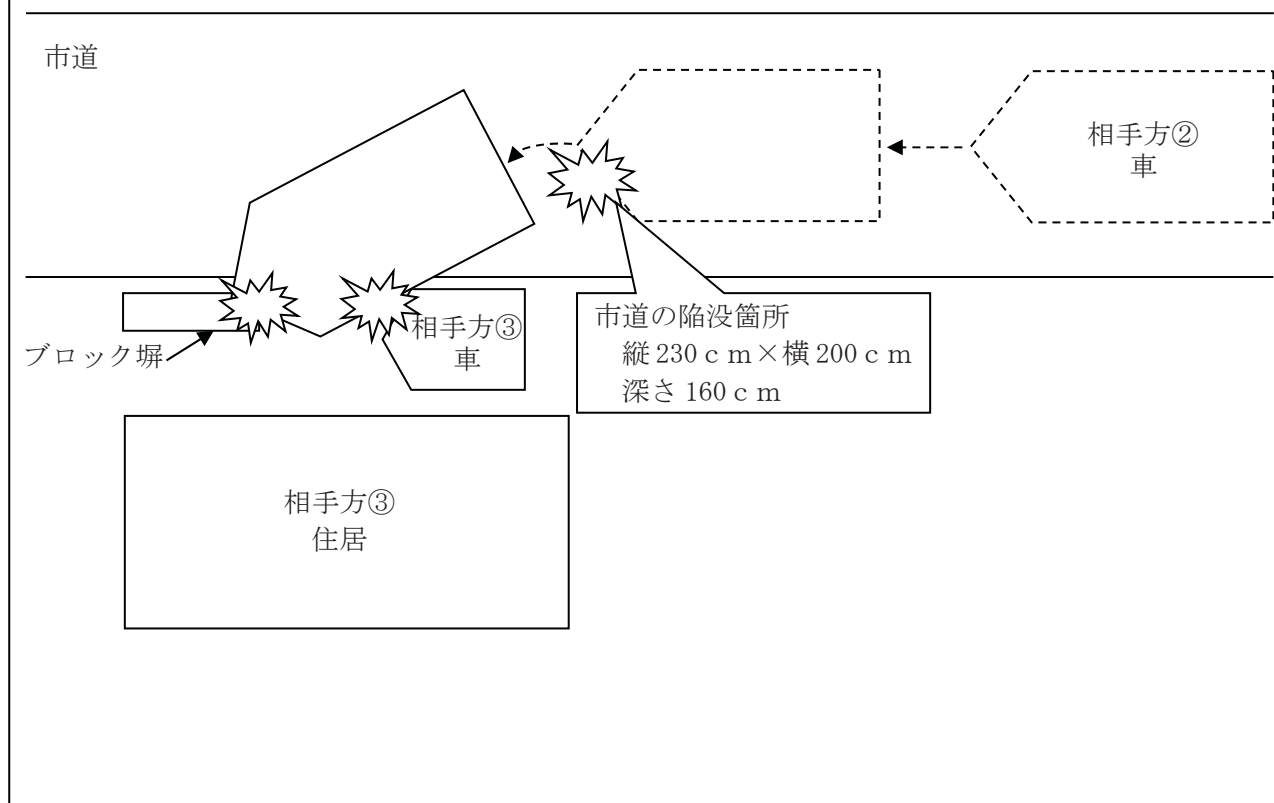
事故の原因は、経年劣化等により、陥没箇所が発生したためである。事故発生後、陥没箇所の補修工事を行った。

3 示談内容

- (1) 大村市は、相手方③に対し、軽自動車及びブロック塀の修理費等の全額 1, 035, 836 円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。
- (2) 大村市は、相手方②に対し、普通貨物車の車両時価額等の全額 1, 910, 800 円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。
- (3) 大村市は、相手方①に対し、治療費の全額 220, 400 円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図



市有地の除草作業による自動車破損事故について（報告第15号関係）

1 経緯

令和元年9月4日午前9時10分頃から午前11時15分頃までの間、本市財政部パート職員が市有地（大村市坂口町803番4）で除草作業を行った際、草刈機で石を跳ね飛ばし、隣接する土地に駐車していた[REDACTED]以下「相手方」という。）所有の軽自動車の左後部ドアの窓ガラス等を損傷した。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、当該パート職員が除草作業を行う際、周囲への安全配慮が不十分であったためである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

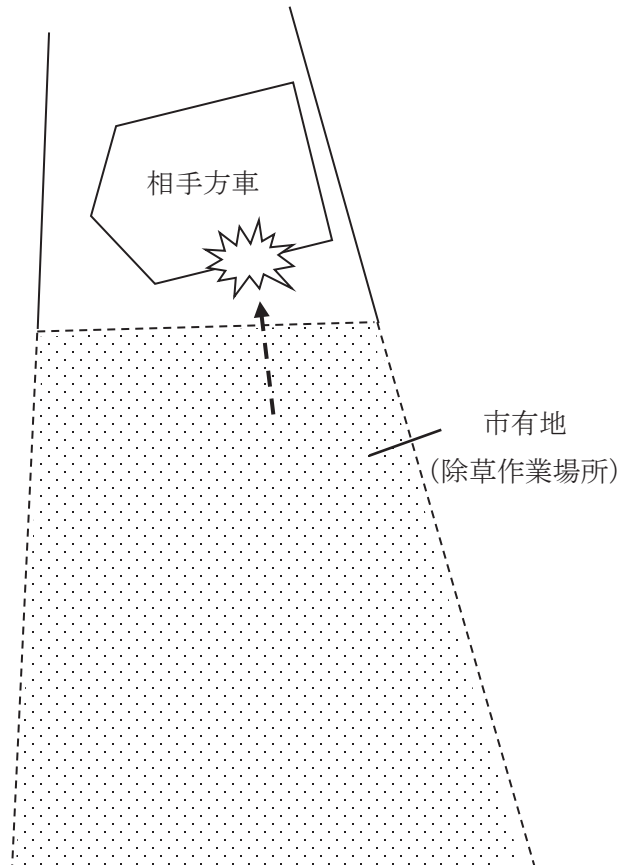
なお、当該パート職員には、今後細心の注意を払って業務を行い、二度とこのような事故を起こさないよう厳重に注意した。

3 示談内容

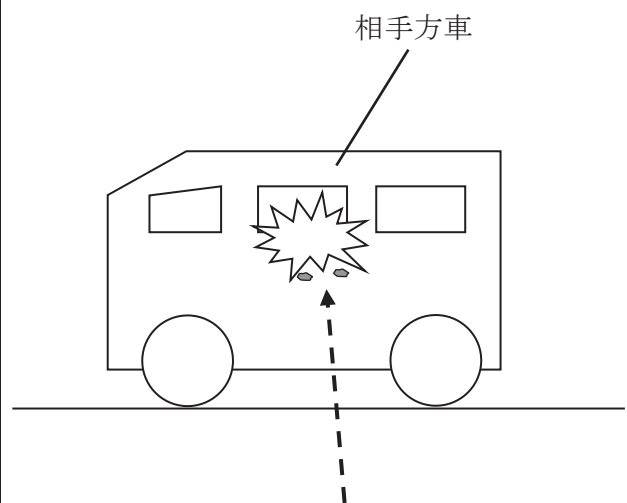
大村市は、相手方に対し、修理費等の全額181,730円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図1（平面図）



詳細図2（側面図）



市道上の自動車破損事故について（報告第 16 号関係）

1 経緯

(1) 専決第 13 号関係

令和元年 8 月 28 日午後 7 時頃、■■■■氏（以下「相手方①」という。）所有の小型自動車が市道森園公園線を走行中、道路の陥没箇所（縦 120 cm、横 50 cm、深さ 10 cm）に気付かず通過した際、左前輪のホイールを損傷した。

(2) 専決第 14 号関係

令和元年 8 月 29 日午前 6 時 30 分頃、同線を走行していた■■■■氏（以下「相手方②」という。）所有の軽自動車が上記(1)と同じ陥没箇所に気付かず通過した際、左前輪及び左後輪のタイヤを損傷した。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、車の往来、経年劣化等により発生した陥没箇所の発見が遅れ、危険箇所の表示等、安全対策を講じていなかったためである。事故発生後、陥没箇所の補修工事を行った。

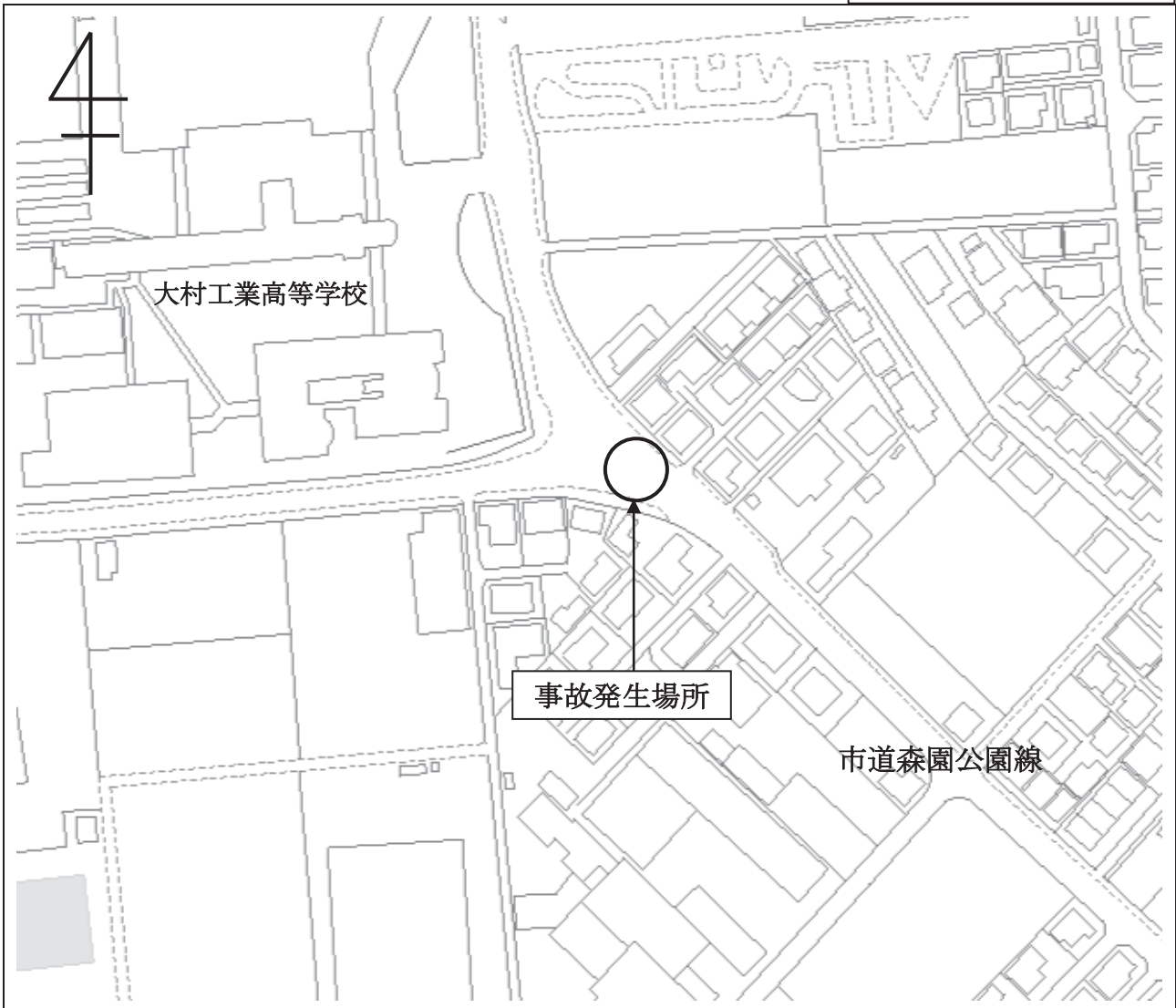
3 示談内容

(1) 専決第 13 号関係

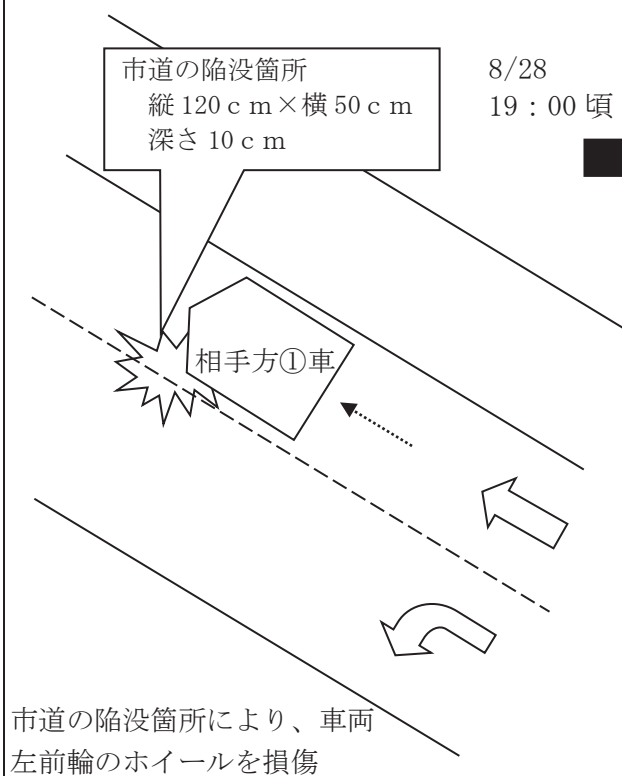
大村市は、相手方①に対し、修理費の 5 割に相当する額 14,040 円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。

(2) 専決第 14 号関係

大村市は、相手方②に対し、修理費の 5 割に相当する額 10,044 円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図 1



詳細図 2

